

平成31年 第3回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第12号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第13号 選挙人名簿に登録する者について

議案第14号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第15号 福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第16号 福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第17号 福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第18号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第19号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

議案第20号 福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

議案第21号 福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

議案第22号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第23号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

議案第24号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

議案第25号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第12号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成31年 3月 1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
127人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
517人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
平成31年 3月 1日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡, 日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第13号

選挙人名簿に登録する者について

平成31年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 登録する者の数
2,177人
- 2 登録する者の氏名等
選挙人名簿登録者一覧表のとおり
- 3 登録年月日
平成31年3月1日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

第19条

2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議案第14号

在外選挙人名簿に登録する者について

平成31年3月1日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 登録する者の数 1人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 平成31年3月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第15号

福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

議案第16号

福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡県議会議員選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年福岡県条例第34条）第1条の規定による。

議案第17号

福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年福岡市条例第5号）第1条の規定による。

議案第18号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 場所 福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成31年3月29日 午後5時30分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号。以下「選挙運動規程」という。）第35条第3項並びに市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する選挙運動規程第35条第3項

※ 本議案のくじにより、投票所内の氏名等掲示の順序を定め、当該順序が公職選挙法第175条第5項の規定により、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の氏名等掲示の掲載順序となる。

議案第19号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行く。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行くものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

議案第20号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

期日前投票所	設置期間
福岡市南区塩原3丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	平成31年3月22日から 平成31年4月6日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	平成31年3月30日から 平成31年4月6日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第21号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、各区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

(参考) 1 有権者数(平成31年3月1日現在) 213,105人
2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率
(平成30年11月18日執行 福岡市長選挙)

当日有権者数(人)			期日前投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
96,708	114,054	210,762	6,543	9,989	16,532	6.77	8.76	7.84
全体投票者数(人)						投票率(%)		
			男	女	計	男	女	計
			29,310	36,877	66,187	30.3	32.3	31.4

議案第22号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第37条第2項及び同法施行令第49条の7による読替後の第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

議案第23号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

期日前投票所	設置期間
福岡市南区塩原3丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	平成31年3月30日から 平成31年4月6日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	平成31年3月30日から 平成31年4月6日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第24号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、各区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

議案第25号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第37条第2項及び同法施行令第49条の7による読替後の第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

※ 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者は「選挙権を有する者」から選任する。(県知事選と同じ者を選任)

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成31年2月20日			抹消									移替						年月日 での補正登録	平成31年3月1日			在外選挙人登録者数													
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消				新規登録者数	登録者数			新規登録者数		抹消者数		登録者数								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1 大楠西	2,360	2,998	5,358	1	1	2	12	10	22	13	11	24	5	5	10	8	14	22	40	43	83	0	0	0	2,384	3,021	5,405									
2 大楠東	1,945	2,284	4,229	0	2	2	14	14	28	14	16	30	8	8	16	7	11	18	33	30	63	0	0	0	1,965	2,295	4,260									
3 西高宮	2,797	3,344	6,141	4	4	8	4	5	9	8	9	17	4	9	13	8	14	22	43	35	78	0	0	0	2,828	3,365	6,193									
4 長丘	3,874	4,646	8,520	0	0	0	2	1	3	2	1	3	10	10	20	14	12	26	30	32	62	0	0	0	3,898	4,675	8,573									
5 長住	3,121	3,994	7,115	2	3	5	4	5	9	6	8	14	8	10	18	5	13	18	24	21	45	0	0	0	3,142	4,004	7,146									
6 西長住	1,434	1,747	3,181	0	2	2	1	4	5	1	6	7	4	6	10	3	2	5	14	11	25	0	0	0	1,448	1,756	3,204									
7 西花畑	2,835	3,179	6,014	0	0	0	5	0	5	5	0	5	15	14	29	4	2	6	19	16	35	0	0	0	2,860	3,207	6,067									
8 皿山	1,900	2,206	4,106	1	2	3	2	1	3	3	3	6	4	4	8	7	5	12	18	8	26	0	0	0	1,912	2,210	4,122									
9 花畑第一	3,080	3,495	6,575	5	1	6	7	5	12	12	6	18	7	12	19	6	9	15	24	27	51	0	0	0	3,093	3,519	6,612									
10 花畑第二	1,732	2,111	3,843	1	2	3	3	4	7	4	6	10	6	8	14	5	4	9	11	13	24	0	0	0	1,740	2,122	3,862									
11 柏原	3,527	4,024	7,551	3	6	9	7	8	15	10	14	24	5	5	10	6	8	14	21	28	49	0	0	0	3,537	4,035	7,572									
12 東花畑	2,404	2,801	5,205	1	3	4	0	2	2	1	5	6	6	6	12	13	5	18	20	13	33	0	0	0	2,416	2,810	5,226									
13 野多目南	1,712	2,073	3,785	1	2	3	2	2	4	3	4	7	1	2	3	3	0	3	19	23	42	0	0	0	1,726	2,094	3,820									
14 三宅第一	3,429	3,859	7,288	4	2	6	7	6	13	11	8	19	13	13	26	8	20	28	30	35	65	0	0	0	3,453	3,879	7,332									
15 三宅第二	3,020	3,749	6,769	1	1	2	16	16	32	17	17	34	11	15	26	18	14	32	45	43	88	0	0	0	3,041	3,776	6,817									
16 筑紫丘第一	2,342	2,873	5,215	2	2	4	5	7	12	7	9	16	8	16	24	9	9	18	24	24	48	0	0	0	2,358	2,895	5,253									
17 筑紫丘第二	1,053	1,277	2,330	0	0	0	1	0	1	1	0	1	5	6	11	2	3	5	8	10	18	0	0	0	1,063	1,290	2,353									
18 東若久	2,849	3,289	6,138	2	2	4	4	3	7	6	5	11	4	3	7	4	6	10	23	24	47	0	0	0	2,866	3,305	6,171									
19 若久	3,354	4,220	7,574	1	1	2	11	9	20	12	10	22	2	11	13	13	13	26	40	49	89	0	0	0	3,371	4,257	7,628									
20 玉川第一	3,719	4,843	8,562	0	0	0	19	19	38	19	19	38	10	16	26	12	13	25	45	50	95	0	0	0	3,743	4,877	8,620									
21 玉川第二	1,708	2,238	3,946	1	2	3	7	11	18	8	13	21	7	4	11	5	9	14	28	35	63	0	0	0	1,730	2,255	3,985	0	1	1	0	0	0	45	74	119
22 玉川第三	3,153	3,480	6,633	2	0	2	12	13	25	14	13	27	14	13	27	11	15	26	48	47	95	0	0	0	3,190	3,512	6,702	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,150	3,715	6,865	0	1	1	12	11	23	12	12	24	11	15	26	8	8	16	42	43	85	0	0	0	3,183	3,753	6,936									
24 宮竹第一	3,320	3,430	6,750	1	3	4	19	12	31	20	15	35	5	7	12	6	4	10	64	47	111	0	0	0	3,363	3,465	6,828									
25 宮竹第二	1,916	2,008	3,924	0	0	0	6	4	10	6	4	10	9	13	22	8	6	14	41	27	68	0	0	0	1,952	2,038	3,990									
26 高木	1,814	1,971	3,785	0	1	1	5	1	6	5	2	7	6	7	13	5	5	10	25	13	38	0	0	0	1,835	1,984	3,819									
27 井尻第一	980	1,044	2,024	2	0	2	6	8	14	8	8	16	3	4	7	5	8	13	8	15	23	0	0	0	978	1,047	2,025									
28 井尻第二	1,173	1,292	2,465	2	0	2	6	8	14	8	8	16	3	2	5	4	4	8	17	17	34	0	0	0	1,181	1,299	2,480									
29 日佐	2,759	2,936	5,695	0	2	2	8	11	19	8	13	21	7	7	14	1	4	5	44	35	79	0	0	0	2,801	2,961	5,762									
30 大池	1,728	2,010	3,738	1	2	3	2	3	5	3	5	8	7	4	11	1	2	3	28	21	49	0	0	0	1,759	2,028	3,787									
31 寺塚	1,870	2,294	4,164	1	4	5	4	2	6	5	6	11	7	9	16	0	3	3	23	17	40	0	0	0	1,895	2,311	4,206									
32 東高宮	3,632	5,049	8,681	2	5	7	14	10	24	16	15	31	7	12	19	6	11	17	39	48	87	0	0	0	3,656	5,083	8,739									
33 横手	3,284	3,548	6,832	2	0	2	18	8	26	20	8	28	8	9	17	10	8	18	60	45	105	0	0	0	3,322	3,586	6,908									
34 野多目北	2,549	2,992	5,541	0	5	5	6	5	11	6	10	16	6	6	12	6	1	7	18	24	42	0	0	0	2,561	3,011	5,572									
35 鶴田	2,787	3,113	5,900	1	3	4	3	1	4	4	4	8	11	4	15	5	4	9	25	18	43	0	0	0	2,814	3,127	5,941									
36 老司	3,254	3,830	7,084	6	2	8	5	7	12	11	9	20	8	5	13	5	7	12	35	23	58	0	0	0	3,281	3,842	7,123	0	0	0	0	0	0	5	6	11
37 弥永	2,330	2,834	5,164	1	5	6	1	3	4	2	8	10	5	5	10	4	6	10	22	14	36	0	0	0	2,351	2,839	5,190	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
38 弥永西	3,235	3,604	6,839	3	2	5	8	10	18	11	12	23	13	7	20	8	7	15	28	27	55	0	0	0	3,257	3,619	6,876									
計	97,129	114,400	211,529	54	73	127	268	249	517	322	322	644	273	312	585	253	289	542	1,126	1,051	2,177	0	0	0	97,953	115,152	213,105	0	1	1	0	0	0	50	80	130